

苫小牧市消費生活センター条例施行規則一部改正（案）

1. 一部改正（案）

改正後	改正前
第2条 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第2項に規定する消費生活相談は、 <u>午前8時45分から午後5時15分</u> （毎月の第2金曜日及び第4金曜日にあつては、午後8時）までの間で行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。	第2条 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第2項に規定する消費生活相談は、 <u>午前9時から午後5時</u> （毎月の第2金曜日及び第4金曜日にあつては、午後8時）までの間で行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

※下線部が改正部分

2. 改正理由

苫小牧市消費者センターでの消費生活相談の受付時間を、市役所本庁舎の窓口業務時間に合わせるため。

3. 施行期日（予定）

平成29年4月1日